



当組合の健康保険の資格は
退職日まで有効です



家族（被扶養者）の方も退職日の翌日に健康保険の資格を失います

TJK資格が有効

TJK資格は無効

在職中（健康保険加入）

退職日

マイナ保険証：次の資格へ切り替え後、使用可能
資格確認書：使用不可

ご注意ください！



- 資格喪失後も、当組合の資格で医療機関を受診すると「無資格診療」となり、TJKに全額返還することになります。
- マイナ保険証の資格情報は、会社が健保組合へ届出した後に切り替わります。反映状況は、ご自身でマイナポータルで確認いただくか、次の健保組合へ問合せください。
- 資格確認書をお持ちの方は、退職後会社へご返却ください。

■退職前の3か月間に病院にかかった方へのご案内

●退職前の3か月間に高額な医療費がかかったときの給付金【高額療養費・付加金】は、ご自身でTJKへ申請が必要です。

例) 3月31日退職の方の場合

12月受診

受診の3か月後（3/10）に会社へ
自動で支払いがされます（申請不要）

※病院の手続きの都合等で遅れが発生した場合、会社への支払い（自動払い）がされません。ご自身による申請が必要です。

1月・2月・3月受診
(退職前3か月)

自動払いができませんので、
TJKへ申請してください

【申請書類】 「本人 高額療養費・一部負担還元金 家族 高額療養費・家族療養費付加金 支給申請書」

入院などがあった方
は申請をお忘れなく！

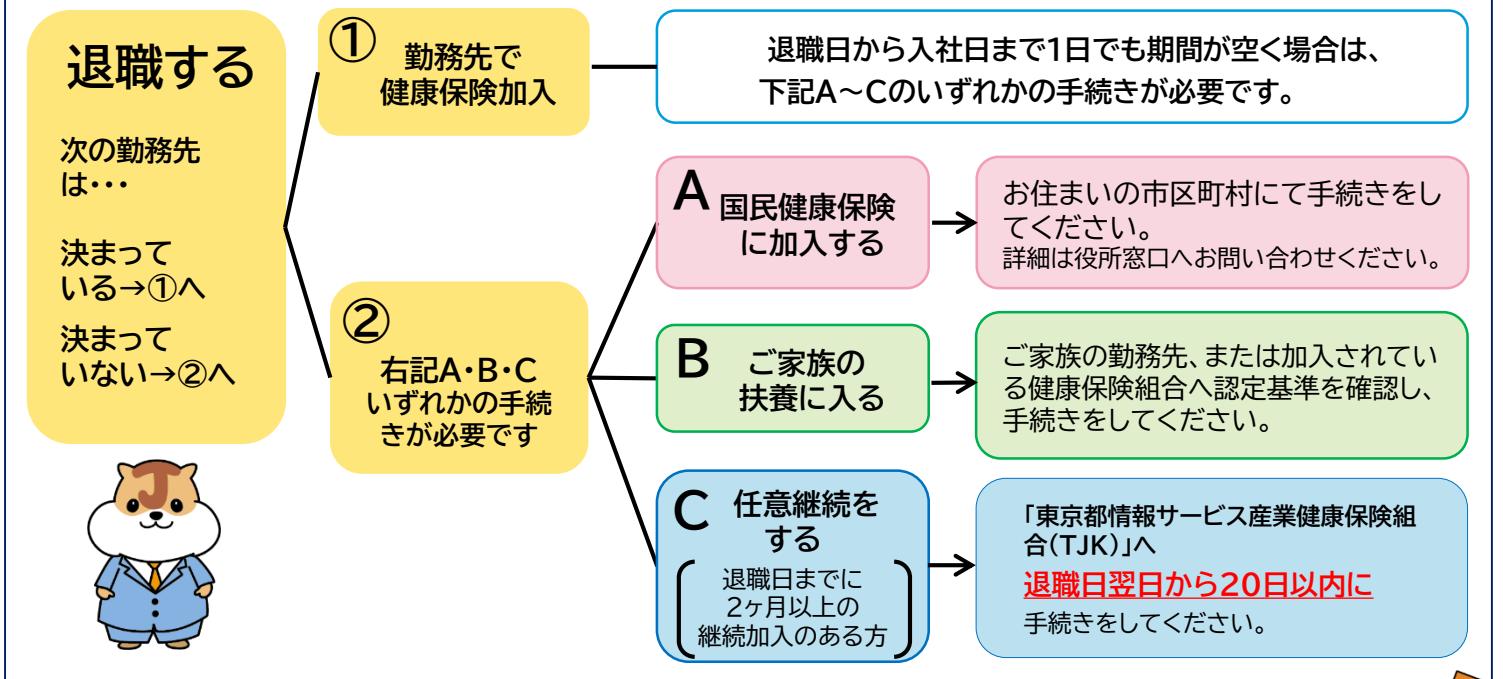


詳細はこちら→

TJKホームページ内
高額療養費・付加金の
ご案内ページが表示されます。



■資格喪失後(退職後)の健康保険の手続き



A～Cの特徴

A 国民健康保険

- 1人ひとりに保険料が課せられます。
- 退職後に収入が低下しても、基本的に前年の所得を基に計算されるため、保険料が高くなることがあります。※1
- ただし、解雇、雇い止め等で退職された方は、保険料が軽減されることがあります。

B 家族の扶養に入る

- 被扶養者は原則、保険料が徴収されません。
- 加入した健康保険組合のサービス(健診、給付金、保養所など)が受けられます。
- 加入要件、提出書類の確認が必要です(健康保険組合により、手続きが異なります)。

C 任意継続被保険者(TJK)

- 保険料は在職時に負担していた金額の概ね2倍になります(上限等級:410千円、36,490円/月※2)
- TJKのサービス(健診、給付金※3、保養所など)を引き続き利用できます。

任意継続を希望する

※1 保険料の詳細は、お住いの市区町村にお問い合わせください。

※2 介護保険料を除いた金額です。

※3 給付金の支給には条件がございます。



任意継続のお手続き方法

①TJKホームページから申請書を印刷

②TJKへ申請書を送付

退職の翌日から
20日以内!

③送られてきた納付書で保険料を納付

- 申請書の印刷
- 任意継続の説明動画
- 保険料計算ページはコチラ!

